# ○長野県住宅供給公社の週休2日工事実施要領

令和7年3月4日制 定

(主旨)

第1 この要領は、建設現場の働き方改革を推進し、建設業の持続的な担い手確保に資するため、週休 2日工事の実施にあたり必要な事項を定める。

(用語の定義)

- 第2 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 週休2日
    - ① 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所又は現場休息を行ったと認められる状態をいう。
    - ② 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所又は現場休息を行ったと認められる状態をいう。
  - (2) 対象期間

工事着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から工事完成日(現場作業が完了した日)までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

- (5) 4週8休以上
  - ① 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月において、月ごとに算出した現場閉所(現場休息)率(現場閉所又は現場休息を行った日数の割合をいう。以下同じ。)が 28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が 28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所又は現場休息を行っている状態をいう。

なお、現場閉所日又は現場休息日を原則として土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

② 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所(現場休息)率が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所 日数に含めるものとする。

(対象工事)

- 第3 この要領は、入札公告等を行う工事のうち、発注者が週休2日工事に取り組むことを指定した工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。
  - (1) 災害復旧等の緊急を要する工事
  - (2) 現場施工期間が1週間未満の工事注1)
  - (3) 入居中住戸の改修工事等、入居者の生活に影響を与える工事
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、発注者が週休2日工事に適さないと判断した工事
    - 注1) 直接工事費に計上されている工事等の実施に要する期間

(発注方式)

第4 発注方式は、発注者が、発注する際に、月単位の週休2日に取り組むことを指定する方式とする。 なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を指定 するものとする。

### (積算方法)

- 第5 週休2日工事において、次のとおり、対象期間中の現場閉所又は現場休息の状況に応じて労務費 (予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲 載価格(材工単価)の労務費)を補正し、工事費を積算する。
  - (1) 当初設計時

当初の予定価格において、月単位の4週8休以上を前提に、第6(1)から(3)までに定めるところにより労務費を補正し、工事費を積算する。

(2) 変更設計時

現場閉所又は現場休息の達成状況を確認し、月単位の4週8休以上に満たない場合は、第6(1)並びに第6(2)及び(3)の表A-2、表E-2及び表M-2に定める補正係数又は補正率の区分を「通期の週休2日工事(4週8休以上)」に変更し、通期の4週8休に満たない場合は、当該補正係数及び補正率を1に変更して、請負代金額のうち労務費を補正して積算を減額する。

(補正の方法)

- 第6 次の各号に掲げる単価の労務費に対して、以下のとおり補正する。
  - (1) 複合単価の補正

現場閉所 (現場休息) の状況に応じて、以下の補正係数を乗じる。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

種類	補正係数
月単位の週休2日工事(4週8休以上)	1. 04
通期の週休2日工事(4週8休以上)	1. 02

(2) 市場単価及び補正市場単価の補正

現場閉所(現場休息)の状況に応じて、表A-2、表E-2及び表M-2の補正率を用いた以下の式により補正する。

#### 【新営工事の場合】

- •市場単価 × 新営補正率
- ·補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合(基準単価の算定)】

- ·市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合(基準補正単価の算定)】

- ·市場単価 × 改修補正率
- ·補正市場単価 × 改修補正率

#### (参考)

「全館無人改修」、「執務並行改修」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8 (1) により、「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8 (3) による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8 (3) p. 基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A-2、表E-2及びM-2の改修補正率を用いた上記の式により市場単価(または補正市場単価)を補正して算定すること。

### (3) 物価資料の掲載価格(市場単価以外の材工単価)の補正

現場閉所(現場休息)の状況に応じて、表A-2、表E-2及び表M-2の補正率を用いた以下の式により補正する。

## 【新営工事、全館無人改修の場合】

・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

### 【執務並行改修の場合】

・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表A-2建築工事の補正率

工種	摘要※	月単位の週休2日工事		通期の週休2日工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.03	1. 03	1. 01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.02	1. 02	1. 01	1. 01
地業工事	物価資料	1.02	1. 02	1. 01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1. 03	1. 01	1. 01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1. 03	1. 01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1. 03	1. 01	1. 01
鉄骨工事	物価資料	1.03	1. 03	1. 02	1. 02
既製コンクリート	物価資料	1.02	1. 02	1. 01	1. 01
防水工事	市場単価	1.02	1. 09	1. 01	1. 08
防水工事(シーリング)	市場単価	1.03	1. 16	1. 01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1. 02	1.01	1. 01
石工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1. 01
タイル工事	物価資料	1.02	1. 02	1. 01	1. 01
木工事	物価資料	1.02	1. 02	1. 01	1. 01
屋根及びとい	物価資料	1.02	1.02	1. 01	1. 01
金属工事	市場単価	1.02	1. 10	1. 01	1. 09
金属工事	物価資料	1.02	1. 02	1. 01	1. 01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.03	1.03	1.01	1. 01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.03	1. 17	1. 01	1. 16
左官工事	物価資料	1.03	1.03	1. 01	1. 01
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1. 11	1. 01	1. 10
建具(シーリング)	市場単価	1.03	1. 18	1. 02	1. 16
建具	物価資料	1.02	1. 02	1. 01	1. 01
塗装工事	市場単価	1.03	1. 17	1. 01	1. 15
塗装工事	物価資料	1.03	1.03	1. 01	1. 01
内外装工事	市場単価	1.03	1.14	1. 01	1. 13
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.09	1.01	1. 08
内外装工事	物価資料	1.03	1. 03	1. 01	1. 01
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.02	1. 02	1.01	1. 01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01	1. 01	1. 01
排水工事	物価資料	1.02	1. 02	1. 01	1. 01
舗装工事	物価資料	1.01	1. 01	1. 01	1. 01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.02	1.02	1. 01	1. 01

※「市場単価」:市場単価及び補正市場単価、「物価資料」:物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表E-2電気設備工事の補正率

工種	摘要※	月単位の週休2日工事		通期の週休2日工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線ぴ及び 同ボックス	1. 03	1. 21	1. 01	1. 19
	ケーフ゛ルラック	1.02	1. 17	1. 01	1. 15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1. 03	1. 20	1. 01	1. 18
	フ゜ルホ゛ックス	1.02	1. 15	1. 01	1. 13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1. 00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブ ルラック用(壁・床)	1. 02	1. 16	1. 01	1. 14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1. 01	1. 06	1. 01	1. 05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1. 02	1. 17	1. 01	1. 15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーフ・ル	1. 03	1. 19	1. 01	1. 17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、接地極 埋設票(金属製)	1.02	1. 02	1. 01	1.01

表M-2機械設備工事の補正率

工種	摘要※	月単位の週休2日工事		通期の週休2日工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音 内貼	1. 03	1. 17	1. 01	1. 15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低 圧チャンバー類	1.03	1. 17	1. 01	1. 15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1. 24	1. 02	1. 22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1. 24	1. 02	1. 22

(実施方法等)

- 第7 週休2日の実施方法等は、以下のとおりとする。
  - (1) 発注方法

発注者は、週休2日工事の対象工事である旨を入札公告、指名通知書、見積通知書、現場説明書 及び工事費内訳書(鑑)に明示する。

なお、あらかじめ週休2日の対象外とする内容に該当する期間については、現場説明書に記載する。

(2) 適正な工期の確保

発注者は、全体の工程に遅延が生じないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保するなど、週休2日を実施する上で必要な工期の設定を行う。

- (3) 週休2日の確認方法等
  - ① 工事着手前
    - ア 監督員は、現場閉所又は現場休息の予定日を記載した総合施工計画書等を受注者より受領し、 週休2日が確保されていることを確認する。
    - イ 監督員は、対象期間の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者との協議により決定する。
    - ウ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所又は 現場休息の予定日を調整した上で総合施工計画書等を作成する。
    - エ 受注者は、現場閉所又は現場休息日として予定した日にやむを得ず作業を行う場合は、前日 までに監督員と協議し承諾を得る。
  - ② 工事着手後
    - ア 監督員は、実施工程表や工事記録等により現場閉所又は現場休息の実施状況を確認する。
    - イ 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、現場閉所又は現場休息の予定 日を記載した実施工程表等を受領し、現場閉所又は現場休息の状況を確認する。
    - ウ 工事契約後、週休2日の対象としていた期間において、受注者の責によらず休工・現場作業 を余儀無くされる期間(工事事故等による不稼働期間、天災に対する突発的な対応期間等)が 生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定し、受注者は、 変更後の総合施工計画書に、発注者は、変更契約時の設計図書(現場説明書等)に対象外とす る期間を明示する。
- (4) 工事現場への掲示

受注者は、別紙を参考に週休2日を実施する工事である旨を工事現場に明示する。

(5) 週休2日達成の証明

発注者は、受注者が週休2日を達成したことを認めた場合、週休2日工事履行実績証明書(様式1)により週休2日の達成を証明するものとする。

#### 附則

(適用期日)

- 1 この要領は、令和7年4月1日以降に入札公告等を行う工事から適用する。 (旧規定の廃止)
- 2 次に掲げる基準を廃止する。
  - (1) 長野県住宅供給公社の週休2日工事試行要領(令和3年4月1日制定)
  - (2) 週休2日工事に係る労務費の補正について (試行要領第6第2項及び第8項)

# (別紙)

# 工事現場における週休2日の実施の明示について

- (1) 明示方法 掲示板等を作成し、工事現場に設置することとする。
- (2) 明示内容 「週休2日を実施する旨」、「発注者、受注者の連絡先」を明記する。
- (3) 設置位置 工事関係者や公衆が見やすい場所であり、かつ第三者へ危害を与えない場所とする。
- (4) その他 掲示板等の大きさなど、その他必要な事項は監督員との協議によるものとする。

「週休2日」で工事を実施します

この工事は、建設現場の働き方改革 を推進するため、週休2日の実施に取 り組みます。

> > 掲示板 参考図

(様式1)

○○○○号外○○年(○○○○年)○月○日

(会社名) 様

# 週休2日工事履行実績証明書

下記の工事において、月単位(通期)の週休2日を達成したことを証明します。

記

- 1 工事名:
- 2 箇所名:
- 3 工期 :
- 4 主任(監理)技術者氏名:
- 5 竣工日: